

平成 28 年 1 月

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正により、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されました。

法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払する預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせ致します。

なお、個人のお客さまは変更ございません。

記

1. 法人利子割廃止対象となる預金

- (1) 普通預金（外貨預金含む）
- (2) 通知預金
- (3) 納税準備預金（納税外の目的で払戻をした場合）
- (4) 定期預金（外貨預金含む）※¹
- (5) 定期積金※¹

※¹ 平成 28 年 1 月 1 日以降の満期時および中途解約時にお支払する預金利息（定期積金については給付補填金）より地方税の特別徴収を行いません。

2. 法人のお客さまの源泉徴収について

期 間	税 率
平成 27 年 1 2 月 3 1 日まで	20.315% (国税 : 15.315% + 地方税 : 5%)
平成 28 年 1 月 1 日から	15.315% (国税 : 15.315% のみ)

3. ご注意

- ・詳細や最新の情報につきましては、財務省や国税庁のホームページ等で、ご確認くださいませようお願い致します。
- ・個別具体的なケースに係る税務上の取扱いにつきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願い致します。

以 上



未来へ、今日も明日も。

興産信用金庫

K O S A N